

令和8年度 保育施設等利用のご案内

幼稚園や保育園、認定こども園等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。児童の年齢や保育の必要性に応じて、町が認定証を交付します。

なお、入所の申し込みの際は、「9. 入所等の申込みに関する確認事項」を必ずご確認ください。

1. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園の利用を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所

2. 施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化に伴い一時預かり（幼稚園型）の利用料や認可外保育施設等の利用料を無償とするために受ける必要がある認定です。

認定区分	対象児童
新1号認定	保育の必要性はないが、満3歳以上で町外の幼稚園等を利用する児童
新2号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日時点で3歳を迎えている児童
新3号認定	保育の必要性があり、当該年度の4月1日時点で0歳から2歳であり、住民税非課税世帯の児童

3. 施設の種類について

児童の年齢や保護者の就労形態などによって認定こども園・保育所等を選択することができます。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの子どもが、小学校以降の基礎をつくるための教育を行う施設です。

（入所可能な年齢は施設によって異なります。玖珠町では認定こども園（教育部分）は満3歳から入所できます。）

認定こども園

0歳から小学校就学前までの児童を対象にした、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をもつ施設です。

保育所

0歳から小学校就学前までの子どもを、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設です。

「お問い合わせ」 〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5
玖珠町役場 子育て健康支援課 子育て支援班
電話番号 0973-72-2022

4. 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況
就労	児童の保護者が月60時間以上就労している場合
妊娠・出産	児童の保護者が妊娠中または出産後間もない場合
疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいなどがある場合
介護・看護	児童の保護者が同居の家族を常時介護、看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などにより災害復旧に当たっている場合
求職活動	児童の保護者が求職活動を行う場合
就学	児童の保護者が学校や職業訓練校等に通っている場合
虐待・DV避難	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要である場合
その他	その他、町長が認める場合

※入所のきっかけとなった事由が、妊娠・出産の場合、育児休業を取得する場合でも継続入所はできません。

※求職活動は、同一年度に1度しか利用できません。

※その他(町長が認める場合)には、入所する児童の他に多胎児を養育する場合も含まれます。

5. 保育認定について

保育必要量	利用可能な時間	利用可能な時間帯
保育標準時間	最長11時間	おおむね7:00～18:00(利用施設によって異なります)
保育短時間	最長8時間	おおむね8:30～16:30(利用施設によって異なります)

※保育必要量の変更については、月単位での変更しか認められません。変更が必要な場合は、変更希望月の前月までに申請が必要です。

6. 保育の必要量・認定期間について

保育を必要とする事由	保育の必要量		認定期間(最長)
	保育標準時間	保育短時間	
就労 (月120時間以上)	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
就労(月60時間以上120時間未満)		○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
妊娠・出産	○		出産予定日の3か月前から、出産後8週間
		○	出産後8週間経過日の翌月から2か月
疾病・障がい	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
介護・看護	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
災害復旧	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
求職活動		○	入所から90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学	○	○	保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV避難	○	○	小学校就学前までの保育を必要とする期間
育児休業		○	保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日まで

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、当該月末までが認定期間になります。

※保育標準時間の認定を受けられる場合でも、保育短時間を希望することができます。

7. 入所の申込について

(1) 入所受付期間：入所希望月の前月の1日から15日まで（15日が休日の場合は前営業日）

例：10月1日入所希望 ⇒ 9月1日から9月15日までが受付期間

※4月1日入所希望の場合は、令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※2月及び3月入所については、4月入所選考の都合上、令和7年12月26日（金）締め切りとなります。

※育児休業からの復帰による申請の場合 1日から15日に復職 ⇒ 復帰月の1か月前から入所可能

16日から月末までに復職 ⇒ 復帰月から入所可能

となりますので、復職年月日をご確認の上、申請ください。

(2) 必要書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書 兼 現況届出書

②お子さんを保育できないことが分かる書類（保育部分利用者に限る）

③保護者の方のマイナンバーが確認できるもの

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書（就労内定の場合も含む）
就労（自営業等）	・自営業従事者本人が記入した就労証明書 ・自営業を営んでいることが確認できる書類（個人事業の開業届もしくは事業所得の申告書類など）
妊娠・出産	母子手帳の写し（氏名・出産予定日記載ページ）
疾病・障がい	診断書または身体障害者手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	診断書または介護保険証の写し等
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職活動に関する申立書兼誓約書
就学	在学証明書・カリキュラム等
育児休業	就労証明書（育児休業の取得期間、復職年月日を記入したもの）

※保育を必要とする事由の証明書類については、父母両方必要となります。（祖父母等同居家族については不要です。

ただし、祖父母等が児童の養育者の場合は必要となります。）

(3) 保育を必要とする事由に変更があった場合

入所申込後または入所決定後に就労先や保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず手続きが必要です。

手続きがなく後日判明した場合、認定の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

項目	必要書類
仕事を辞めた場合	①求職活動をする場合 ⇒ 求職活動に関する申立書兼誓約書 ②就労しない場合 ⇒ 退園届 ※児童が満3歳以上であり、認定こども園に入所している場合は、1号認定（幼稚園部分）への変更申請が可能です。
就労先が変更となった場合	新たな就労先の就労証明書
出産予定の場合（産休に入る場合）	母子手帳の写し（氏名・出産予定日記載ページ）
育児休業を取得する場合	就労証明書（育児休業の取得期間、復職年月日を記入したもの）

※上記以外の場合でも、保育を必要とする事由に変更があれば、手続きが必要です。子育て健康支援課までご相談ください。

8. 保育料について

4月分から8月分までは父母の令和7年度（令和6年分収入）の町民税所得割額を合算した額に応じて決定し、9月分から3月分までは父母の令和8年度（令和7年分収入）の町民税所得割額を合算した額に応じて決定します。（父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の町民税所得割額で決定する場合があります。）

※9月からの利用料については、変更がある方のみ通知を送付します。

※保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除等 控除できないものがあります。

※年度の途中で2歳（3号認定）から3歳（2号認定）になった場合でも、4月1日時点での年齢での保育料の算定となりますので、無償の対象とはなりません。

1号：教育標準時間認定（月額）

階層区分	保育料	副食費
①生活保護世帯	0円	無償
②町民税非課税世帯		
③-1 町民税所得割課税額 48,600円未満		
③-2 町民税所得割課税額 77,100円以下		
④町民税所得割課税額 211,200円以下		有償 （※）
⑤町民税所得割課税額 211,201円以上		

1号認定（満3歳以上）

※ 保育料とは別に施設設置者が定める給食費などの実費負担や上乗せ負担が必要となる場合があります。

※ ④階層以上の世帯の副食費は小学校3年生までのきょうだい児から数えて3人目以降の場合は無償になります。

※ 主食費はいずれの階層でも有償です。

2号・3号：保育認定（月額）

階層区分	2号（3歳以上）		3号（3歳未満）	
	保育料	副食費	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	無償	0円	0円
②町民税非課税世帯			0円	0円
③町民税所得割課税額 48,600円未満			12,000円	11,700円
④-1 町民税所得割課 税額 57,700円未満			19,000円	18,600円
④-2 町民税所得割課 税額 97,000円未満		有償 （※）	30,000円	29,400円
⑤町民税所得割課税額 169,000円未満			44,000円	43,200円
⑥町民税所得割課税額 301,000円未満			58,000円	57,000円
⑦町民税所得割課税額 397,000円未満			76,000円	74,700円
⑧町民税所得割課税額 397,000円以上				

※ 保育料とは別に施設設置者が定める実費負担や上乗せ負担が必要となる場合があります。

2号認定（3歳以上）

※ ④-2 階層以上の世帯の副食費は小学校入学前までのきょうだい児から数えて3人目以降の場合は無償になります。

※ 主食費はいずれの階層でも有償です。

3号認定（3歳未満）

※ 年齢によらず上から数えて2人目以降の保育料は無償になります。

※ 3号認定の主食費・副食費は保育料に含まれています。



防衛省
(調整交付金事業)

※玖珠町では、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用して保育料を軽減しています。

※「大分にこここ保育支援事業」による減免について

3号認定（0～2歳）で、戸籍上第2子以降の児童については、保育料が無償となります。（申請には戸籍謄本の提出が必要です）

9. 入所等の申込みに関する確認事項

〈入所の申込みについて〉

1	認定こども園・保育所等の利用申請にあたり、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書 兼 現況届出書(施設等利用給付認定申請書を含む)」及び添付資料の内容を内定した園に提供します。
2	認定こども園(2・3号認定を受ける場合)・保育所の入所は「保育を必要とする事由」に該当することが要件で、該当しない場合は申込受付できません。また、入所後に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は退園となります。 認定こども園に入所する児童のうち、1号認定の児童でかつ新2号認定を受ける場合も、「保育を必要とする事由」に該当することが要件で、該当しない場合は一時預かり(幼稚園型)の利用料が無償化の対象にはなりません。また、入所後に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は無償化の対象外となります。
3	提出された書類を返却することはできませんので、必要な場合は申請前にコピーをお取りください。
4	(新規入所の方へ) 入所を希望する園を見学し、説明を受けるようお願いいたします。園によって教育・保育方針やアレルギー対応、育児休業中の保育、送迎等が異なります。また、保育料以外に諸費用がかかる場合もあるため、必ず確認をしてください。
5	(新規入所の方へ) 入所は各月1日からです。月途中の入所はありません。また、入所当初は児童が園に慣れるための「慣らし保育」があります。期間は園や児童の状況等により異なります。

〈入所内定後、入所後の手続について〉

6	申込内容に虚偽があった場合は、入所の内定を取り消します。
7	「保育を必要とする事由」について、利用調整時と入所時で状況が異なる場合は、認定の取消しや退園となる場合があります。(例:就労を理由に入所申請を行ったが、入所前に退職していた場合など)
8	入所後、保護者の仕事等が変わった、仕事を辞めたなど、「保育を必要とする事由」が変更になる場合は、速やかに「認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書」などの「保育を必要とする事由」を証明する書類をご提出ください。 申請の内容と事実が異なる場合や変更が生じたにも関わらず届出がない場合は、認定の取消しや退園となる場合があります。
9	「保育を必要とする事由」について、 ・求職活動を理由とした在園期間は3か月です。(就労が決まった場合は、就労証明書の提出が必要です。) ・妊娠・出産を理由とした場合は、出産(予定)日を起算日とし、出産前3か月前から出産(予定)後8週間までは保育標準時間認定、出産後8週間経過日の翌月から2か月までは保育短時間認定となります。 ・妊娠・出産の事由で入所となった場合、引き続き育児休業を取得する場合でも継続入所は出来ません(就労→妊娠・出産→育児休業の事由変更の場合は継続入所可能です)。 ・既に保育を利用している児童がいて、育児休業期間中も継続して利用が必要な場合、育児休業を理由とした認定は保育短時間認定となります。 ・そのほか、就労や就学、疾病や介護などを理由にした認定期間は、就労先等が各種証明書等で記載した期間が認定期間となります。 ※ 認定期間終了後は退園となります。引き続き入所を希望する場合は、新たに「保育を必要とする事由」を証明する書類を認定期間が終了する日までに提出いただく必要があります。
10	認定区分の変更(1号→2号、2・3号認定で標準時間・短時間の変更等)を希望する場合は、締切日までに「認定変更申請書兼変更届出書」と「就労証明書」等の「保育を必要とする事由」を証明する書類をご提出ください。締切日までに提出がない場合、希望月での変更はできません。
11	「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合や転居等により園を退園する場合は、退園届を提出してください。
12	入所後、1か月を超えて欠席した場合は退園となります。
13	(玖珠町に転入予定の方へ) 入所の申込みをされた玖珠町に転入予定の方で、入所を希望する月の前月末までに住民票が玖珠町にない場合は、入所の内定を取り消します。
14	(育児休業明けの復職に合わせて入所を希望する方へ) 育児休業明けの復職に合わせて入所する場合で、復職する時期、復職後の就労日数・就労時間などが、利用申請の際に提出した就労証明書から変わる場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。

10. 施設一覧

区 分	施設名	所在地	電 話	受入できる年齢 (R8.4.1 時点)	定員 (R7年度)
町立幼稚園	森幼稚園(休園)	大字森 1-1	72-0074	5 歳	1 号 25 名
私立 認定こども園	くるみの森愛児園	大字帆足 2207-6	72-0854	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 90 名
	たかすこども園	大字帆足 216-1	72-2325	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 70 名
	くすのきこども園	大字塚脇 486	72-4527	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 60 名
	杉ノ子こども園	大字戸畑 2858	73-8120	0 歳～5 歳	1 号 0 名 2・3 号 20 名
	くるみ夢愛児園	大字太田 266-1	72-6066	0 歳～5 歳	1 号 0 名 2・3 号 60 名
	カトリック玖珠幼稚園	大字塚脇 425	72-1074	0 歳～5 歳 (1 号認定は満 3 歳～5 歳)	1 号 15 名 2・3 号 50 名
私立保育所	こすもす保育園	大字塚脇 265	77-2323	0 歳～5 歳	2・3 号 35 名
認可外保育施設	託児ルーム秋桜 (休園)	大字塚脇 523-4	72-3417	0 歳～5 歳	4 名

※1号認定は3歳の誕生日を迎えた翌月から入所可能です。

11. 令和8年度年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和7年4月2日以降
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日